

近代地域社会における司法機構の法社会史的研究：
制度・人物・事件を中心に

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学 公開日: 2014-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 誠一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10297/7502

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530007

研究課題名（和文）近代地域社会における司法機構の法社会史的研究—制度・人物・事件を中心に

研究課題名（英文）Socio-legal Study on Local Justice System after "Meiji Restoration"

研究代表者

橋本 誠一（HASHIMOTO Seiichi）

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：90208447

研究成果の概要（和文）：本研究は、静岡県をフィールドとして、おもに明治維新から明治 10 年頃までの時期の(1)法学教育、(2)裁判所制度のあり方、(3)訴訟と代言人活動の実態を解明することを目的とした。そのうち研究目的(1)「法学教育」については論文⑤を、研究目的(2)「裁判所制度」については論文①と②を、研究目的(3)「代言人」については論文③をそれぞれ執筆した。

研究成果の概要（英文）：It was the purpose of this study to research (1)legal education, (2)the law court, (3)the advocate(daigen'nin) in a local community (Shizuoka prefecture) from 1868 to 1877. The result of the research relating to the purpose(1) --legal education-- is article ⑤. The results of the research relating to the purpose(2) --law court-- are article ① and ②. And the result of the research relating to the purpose(3) --advocate-- is article ③.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
総 計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：聴訟、民部官、民部省、司法省、静岡県、裁判所、代言人

1. 研究開始当初の背景

従来の近代日本司法制度史は、裁判制度であれ、弁護士制度であれ、法学教育であれ、これまで中央（東京）中心に研究が展開されてきた。そこで、新たに地域史研究の視点を取り入れることで、研究内容をさらに豊かにすることが可能になることが期待された。

2. 研究の目的

本研究は、「近代地域社会における司法機構の法社会史的研究—制度・人物・事件を中

心に—」という全体構想のもと、静岡県をフィールドとして、(1)当時の法学教育、(2)裁判所制度のあり方、(3)訴訟と代言人活動の実態を解明することを目的とした。

3. 研究の方法

①新たな資料の発掘を目的として、おもに以下のような資料調査を行った。

静岡県関係資料（裁判所文書を含む）を静岡県立図書館歴史文化情報センター、国立公文書館などで閲覧・複写した。

民部官・民部省・司法省関係資料を国立公文書館、法務図書館、東京都公文書館などで閲覧・複写した。

松江藩郡奉行書文書を島根県立図書館で閲覧・撮影した（静岡県には当該時期の裁判資料があまり残っていなかったため、別地域の資料をもってこの欠を埋めようとしたものである）。

②既知の資料を独自の視点と方法によって分析し、新知見を得ることを試みた。とくに明治期の判決録に統計的分析を加えることによって、「代言人」という職能的存在が歴史的にどのような変遷をたどったのかを数量的に明らかにした。

4. 研究成果

研究計画に着手するにあたり、まず全体的な論点整理を行うため、論文④「再論・在野「法曹」と地域社会」を執筆した。

研究目的(1)「法学教育」については、論文⑤「明治初年の代言人と法学教育—静岡県最初の免許代言人前島豊太郎の場合」を公表した。

この論文では、静岡県最初の免許代言人前島豊太郎を素材として、彼が代言人試験を受験するにあたり、明治8～9年頃の東京でどのような法学教育を受けたのかを、私塾・私学、教材、教育方法などの面から考察した。

その結果として、とくに当時法学教育を担っていた「私立法学校」の範疇について、本来的な意味の法学専門教育を標榜する私学校だけでなく、より広く中国律学を講じる私学校にまで拡大すべき必要があることを強調した。

研究目的(2)「裁判所制度」については、とくに民事裁判（聴訟）制度を取り上げ、論文①「明治初年の聴訟事務—松江藩郡奉行所文書を手がかりに」と②「明治初年における聴訟事務—民部官・民部省を中心に」を公表した。

ここでは、まず論文②により、明治維新以後、廃藩置県の時期的間、明治政府（会計官→民部官→民部省）がどのような民事裁判制度を構築していったのかを考察した。次に、論文①において、明治政府のそれから相対的に独立した民事訴訟制度（近世大阪法を裁判規範とする）が、同時期の西日本において機能していたことを明らかにした。

研究目的(3)「代言人」については、論文③「大審院法廷における代言人・代人——一八七五年～一八八〇年」を公表した。

この論文では、1875年から1880年までの大審院民事判決859件を分析対象として、「代言人」名称の使用頻度などを統計的に分析し、免許代言人制度導入（1876年）後も、代言人という名称は単なる訴訟手続上の地位を表示するものとして使用されていたようで、そ

れが特定の職業名称へと意味変化するのは1877年から1878年にかけてのことであったという仮説を提示した。

最終年度では、計画年度中に収集した資料（論文未活用分も含めて、明治元年から明治10年までの分）を編年体の資料年表という形式で編集し、Web上で公開した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

①橋本誠一、明治初年の聴訟事務—松江藩郡奉行所文書を手がかりに、法制史研究、査読有、61号、2011、1-50

②橋本誠一、明治初年における聴訟事務—民部官・民部省を中心に、静岡大学法政研究、査読無、15巻2-4号、2011、1-136
<http://hdl.handle.net/10297/6629>

③橋本誠一、大審院法廷における代言人・代人——一八七五年～一八八〇年、静岡大学法政研究、査読無、14巻3・4号、2010、67-96
<http://hdl.handle.net/10297/4966>

④橋本誠一、再論・在野「法曹」と地域社会、民衆史研究、査読有、78号、2009、39-54

⑤橋本誠一、明治初年の代言人と法学教育—静岡県最初の免許代言人前島豊太郎の場合、静岡大学法政研究、査読無、13巻3・4号、2009、59-134
<http://hdl.handle.net/10297/3591>

〔学会発表〕（計4件）

①橋本誠一、箕作麟祥『仏蘭西法律書』から見える「明治」—フランス刑法典（1810）翻訳の営みを通して—、広島修道大学法学部学術講演会（招待講演）、2012.12.7、広島修道大学

②橋本誠一、日本弁護士史と業務独占、大阪弁護士会72条研究会（招待講演）、2012.6.20、大阪弁護士会館

③橋本誠一、明治初年の聴訟事務—松江藩郡奉行所文書を手がかりに、日本近代法制史研究会、2011.7.30、大阪大学

④橋本誠一、明治初年における聴訟事務—民部官・民部省を中心に、日本近代法制史研究会、2010.10.23、大阪大学

〔その他〕

ホームページ等

「明治初年司法史年表（1868-1877）」
<https://sites.google.com/site/fazhishinobuwu/de-yu-shi-yan-jiu>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

橋本 誠一 (HASHIMOTO Seiichi)
静岡大学・人文社会科学部・教授
研究者番号：90208447

(2) 研究分担者

該当者なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

該当者なし ()

研究者番号：